

大和高田市チャレンジ農業補助金交付事務取扱要領

令和5年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、大和高田市チャレンジ農業において、本市の特産野菜に新たな品目としてトウモロコシ（スイートコーン）の産地形成の促進に取り組むことを目的とする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領は、大和高田市内の農地でトウモロコシ（スイートコーン）の作付に使用した種苗及び肥料の購入金額の一部と、収穫物の販売向上の取り組みを行った者が補助金の対象となる事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2の規定により作成された農地台帳に耕作者として登録されている市内に住所を有し、市内で作付する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号で掲げる補助事業とし、当該補助事業を行う者は、当該各号で掲げる区分に応じた補助金の交付を受けることができる。

- (1) トウモロコシ（スイートコーン）の作付に係る事業（以下「作付補助」という。）

トウモロコシ（スイートコーン）の作付に係る補助金であり、購入代金支払い済証明書等を添付しなければならない。また、補助対象となる種苗及び肥

料の購入日かつ購入代金の支払完了日は、申請日の属する年の1月1日から9月30日までのものとする。

(2) トウモロコシ（スイートコーン）の販売に係る事業（以下「販売補助」という。）

トウモロコシ（スイートコーン）の販売に係る補助金であり、出荷伝票等を提出しなければならない。

2 前項各号で定める区分に応じた補助金の交付は、申請年度において一回限りとし、補助単価等は、別紙予算の範囲内で調整する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、作付前に報告し、大和高田市チャレンジ農業補助金申請書（様式第1号及び様式第2号）のほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、作付補助並びに販売補助のそれぞれにおいて申請する場合は、(1)、(2)の提出は一部で足りるものとする。

(1) 耕作証明書

(2) 個人情報等の取扱いに関する同意書（様式第3号）

(3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

(4) 種苗及び肥料の購入代金支払い証明書等の写し

(5) 出荷伝票等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

また、作付補助申請には、補助対象となる種苗及び肥料の購入代金支払い済証明書等を添付し、販売補助申請には、出荷伝票等を添付しなければならない。なお、作付並びに販売の両方に申請する場合には、同意書、誓約書、耕作証明書の提出は一部で兼ねることとする。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、申請書を受付した場合において、その内容の審査を行い適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号及び様式第6号）により申請者に通知するものとする。審査は、原則6月中旬及び10月中旬に現地確認を行い、添付書類の種苗及び肥料の購入代金支払い済証明書等には、購入者（当該補助金申請者）、購入先、購入日及び支払日、購入内容、数量、金額等の記載があるものとする。また、販売を行った

者の出荷伝票等には、日付、出荷者の氏名、出荷先、品目、金額等の記載があるものとする。作付圃場は一筆につき1a以上とする。(1a未満切捨)

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して14日以内に大和高田市チャレンジ農業補助金交付請求書(様式第7号及び様式第8号)により、市長に対し、補助金の交付を請求するものとし、別途、振込口座届出書(様式第9号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段によるものと認めるときは、交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。